

自動振替規定

(規定の趣旨)

第1条 本規定は、お客様が楽天証券株式会社（以下、「当社」といいます。）との間で契約する預り金および委託保証金・証拠金等の自動振替（以下、「本振替」といいます。）にかかる取り決めについて定めるものです。

(他の規定等の準用)

第2条 この規定に定めのない事項については、「総合証券取引約款」その他の規定、約款等により取り扱うものとします。

(本振替の対象)

第3条 本振替は、保護預り口座と次の各号に掲げる取引口座（以下、「サブ口座」といいます。）との間で行われる預り金（委託保証金・証拠金を含む）および有価証券（代用有価証券を含む。以下、預り金と代用有価証券を総称して「保証金等」といいます。）の振替が対象となります。

- ① 信用取引口座
- ② 先物・オプション取引口座
- ③ FX取引口座（MT4口座を除く）

2 前項にかかわらずNISA口座（つみたてNISA口座を含む）に預け入れられている有価証券、楽天証券投資一任契約（楽ラップ等）により買付けた有価証券、および貸株サービス（信用貸株を除く）ご利用中の株式等、ならびに単元未満株式については、本振替の対象にはなりません。

(本振替のご利用時間等)

第4条 本振替を利用できる時間は、当社が別途定める時間内とします。

(本振替に関する合意)

第5条 お客様は、本振替の利用にあたり、あらかじめ本振替の対象、範囲その他必要事項を設定する（あらかじめ一部または全部の項目で設定事項がデフォルトで入力されている場合があり、当該設定事項をお客様が変更しない場合は、あらかじめ入力されている事項をもってお客様が設定したものといたします。）ことで、第6条乃至第10条に掲げる機能を利用することができるものとします。なお、お客様は、一部の機能を除き、任意のタイミングで設定内容を変更することができます。

2 当社は、前項によりお客様が定めた設定内容に基づき本振替を行います。

3 お客様の保護預り口座およびサブ口座に、振替え可能な保証金等が複数ある場合は、当社は、次に掲げる順番で振替えを行います。なお、(iv)については、当社と楽天銀行株式会社が提供する口座連携サービスである「マネーブリッジ」をご利用いただいているお客様が対象となります。

(i) 預り金および委託保証金・証拠金

(ii) 現物株式等（上場ETF、上場ETN、上場REITを含む。以下、「現物株式等」といいます。）

- (iii) 投資信託受益証券（上場しているものを除く。以下、「投資信託」といいます。）
 - (iv) 楽天銀行普通預金口座（以下、「楽天銀行口座」といいます。）にある預金残高のうち、マネーブリッジにより振替え可能な預金額
- 4 前項 ii)において、振替え可能な現物株式等が複数ある場合は、1 単位あたりの時価（単元株数に株価および代用掛目を乗じた金額。なお、ここで当該計算に採用される株価は、営業日の午前 8 時から午後 4 時までの間は東京証券取引所（以下、「東証」といいます。）の前営業日の終値（※ 1）と時価（※ 2）を比較して安価な株価、上記以外の時間においては東証でつけた前営業日の終値（※ 1）とします。）の値が小さいものから順に本振替が行われます。なお、現物株式等の振替えは、1 単位単位で行われ、単元未満株式は本振替対象とはなりません。
 - 5 本条第 3 項の iii)において、振替え可能な投資信託が複数ある場合は、1 口あたりの基準価額に代用掛目を乗じた金額の値が小さいものから順に振替えが行われます。なお、投資信託の本振替は、1 単位単位で行われます。
 - 6 本条第 4 項および前項において、代用掛目が 0 %の有価証券は本振替の対象とはなりません。
 - 7 お客様は、本振替を設定していても、手動で保証金等の振替えを指示することができます。
 - ※ 1 東証で約定が成立せずに引けた場合は、最終気配値をもとに算出します。
 - ※ 2 東証で約定が成立していない場合または東証の立会時間以外の時間においては、東証の気配値を基に算出します。

（新規発注時の自動振替機能）

- 第 6 条 新規発注時の自動振替機能とは、サブ口座で新規建て注文を発注する際に、当該サブ口座の委託保証金または証拠金の残高が不足していた場合、その不足額を、保護預り口座または楽天銀行口座から当該サブ口座に自動的に保証金等を振り替える機能です。
- 2 本機能で振替え可能な額の上限は、保護預り口座の保証金等（他の取引の受渡しに使われる予定の預り金、有価証券は除く）と第 5 条第 3 項 iv)に掲げる預金額の合計額とし、取引画面上で確認することができます。
 - 3 前項の合計額が、不足額を満たしていない場合は、当社は、基本的に新規建て注文の受注および本振替は行いません。

（未解消の追証に対する自動振替機能）

- 第 7 条 未解消の追証に対する自動振替機能とは、サブ口座において、委託保証金や証拠金に不足が生じ、追加の委託保証金や追加の証拠金の差入れが必要となる事態が発生（以下、総称して「追証」といいます。）し、当該追証の入金期限の直前までに当該追証が解消していない場合、保護預り口座または楽天銀行口座から自動的に保証金等の振替えを行い、追証を解消する機能です。
- 2 本機能で振替え可能な額の上限は、保護預り口座の保証金等（他の取引の受渡しに使われる予定の預り金、有価証券は除く）と第 5 条第 3 項 iv)に掲げる預金額の合計額とし、取引画面上で確認することができます。
 - 3 前項の合計額が、追証を解消するために必要な額を満たしていない場合は、当社は、基本的に本振替は行いません。

- 4 複数のサブ口座で追証が発生している場合、解消期限の近いものから順に本振替が行われます。

(不足金発生時の自動振替機能)

- 第8条 不足金発生時の自動振替機能とは、保護預り口座に不足金が発生（保護預り口座の残高がマイナスとなる状態をいいます。）し、当社が定めた期限の直前までに当該不足金が解消していない場合、サブ口座の委託保証金または証拠金から自動的に振替えを行い、不足金を解消する機能です。
- 2 本機能で振替え可能な額の上限は、サブ口座から保護預り口座への振替えることができる保証金等（サブ口座における建玉を維持するために必要な保証金等を超える委託保証金または証拠金、および代用有価証券をいう）と第5条第3項ivに掲げる預金額の合計額とし、取引画面上で確認することができます。
 - 3 前項の合計額が、不足金を解消するために必要な額を満たしていない場合でも、当社は、前項の合計額をもって本振替を行います。
 - 4 不足金発生時の自動振替機能は、お客様がその設定を解除することはできません。

(委託保証金率/証拠金率の自動回復機能)

- 第9条 委託保証金率/証拠金率の自動回復機能とは、サブ口座にて営業日毎に行われる値洗いの結果、サブ口座の委託保証金率または証拠金率がお客様の設定した閾値（%）を下回った場合、保護預り口座または楽天銀行口座から自動的に保証金等の振替えを行い、お客様が設定した閾値（%）まで、委託保証金率、証拠金率を回復させる機能です。
- 2 本機能で振替え可能な額の上限は、保護預り口座の保証金等（他の取引の受渡しに使われる予定の預り金、有価証券は除く）と第5条第3項ivに掲げる預金額の合計額とし、取引画面上で確認することができます。
 - 3 前項の合計額が、お客様が設定した閾値（%）まで委託保証金率、証拠金率を回復するために必要な額を満たしていない場合でも、当社は、前項の合計額をもって振替えを行います。
 - 4 本条に掲げる機能でお客様が設定できる閾値（%）は、別途、当社が定めた率（%）以上とします。

(余力の自動引出機能)

- 第10条 余力の自動引出機能とは、サブ口座にて営業日毎に行われる値洗いの結果、サブ口座の委託保証金率または証拠金率がお客様の設定した閾値（%）を超過した場合、その超過分に相当する保証金等をサブ口座から保護預り口座へ自動的に振替えを行う機能です。
- 2 本機能で振替え可能な額の上限は、サブ口座から保護預り口座への振替えることができる保証金等（建玉を維持するために必要な保証金等を超える委託保証金または証拠金、および有価証券をいう）とし、取引画面上で確認することができます。
 - 3 本条に掲げる機能でお客様が設定できる閾値（%）は、別途、当社が定めた率（%）以上とします。
 - 4 決済損等による不足金が発生している場合は、サブ口座から保護預り口座へ代用有価証券の振替えが行われなないことがあります。

(預託先口座の設定)

- 第11条 信用取引口座を開設しているお客様は、あらかじめ、新規に現物株式等を買付けた際に預入れる口座（以下、「預託先口座」といいます。）を設定しなければならないものとします。（お客様口座にて受渡が完了していない注文の有無や貸株サービスの設定状況を考慮し、信用取引口座または保護預り口座のいずれかがあらかじめ設定されています。）
- 2 前項で、お客様が指示できる預託先口座は、保護預り口座または信用取引口座とします。
 - 3 お客様は、任意のタイミングで預託先口座の設定を変更することができます。但し、次に掲げる条件をいずれも満たしている場合にのみ変更できるものとします。
 - ① 受渡日が到来していない現物株式等のお取引がないこと
 - ② 当社に発注していて、未約定の現物株式等の注文がないこと（逆指値注文およびセット注文を含む）。

(振替制限)

- 第12条 先物・オプション取引口座へ差し入れる証拠金（代用有価証券を含む）の総額については、別途、当社が定める上限（以下、「上限額」といいます。）があります。このため、第5条第1項で定めた設定に基づき算出された額を振替えることで上限額を超えてしまうような場合は、当社は、振替えは行いません。
- 2 所定のコーポレートアクション（※）が行われる銘柄については、権利付最終売買日等、コーポレートアクションの対象となることが確定した日の取引時間終了後に行われるシステムメンテナンスから、権利確定日等、コーポレートアクションの処理が完了する日の取引時間終了後に行われるシステムメンテナンスが終了するまでの間、当該銘柄は、本振替の対象から除外されます。
※コーポレートアクションとは、本来は「企業活動」であるが、その中でも有価証券の価値（株数、価格など）に影響を与える企業の財務上の意思決定を指して言います。株式分割、減資・併合、株式移転・交換、合併、第三者割当増資等が該当します。

(本振替の変更、停止または終了)

- 第13条 当社は、法律の改廃、社会情勢の変化、天災等の不可効力、その他の事情により本振替の全部または一部を変更、停止、終了することがあります。
- 2 当社は、停電、通信回線の事故、システム上の不具合、緊急メンテナンスの発生、その他の事情により、一時的に本振替を停止することができます。

(免責)

- 第14条 当社は、次に掲げる事由により生じたお客様の損害または費用については、その責を負いません。
- ① 通信回線、通信機器およびコンピューターシステム機器の障害、瑕疵もしくは第三者の妨害による情報伝達の遅延、システム障害が原因で設定通りに振替えが出来なかった場合
 - ② 本振替で提供する情報の誤謬、停滞、省略および中断により生じた損害につき、当社の故意または重大な過失に起因するものでない場合
 - ③ お客様ご自身が入力したか否かにかかわらず、お客様の認証コードの一致により当社が本人

認証を行い取引注文のお申込みを受付け、当社が受託したうえで取引が行われた場合

- ④ お客様の認証コードまたは取引情報等が漏洩し、盗用されたことにより生じた損害につき、当社の故意または重大な過失に起因するものでない場合
- ⑤ お客様が入力された認証コードが一致しなかったために本人認証を行えず、取引が行えなかった場合
- ⑥ お客様が本規定、その他の当社との契約事項（取引ルール等の当社所定の事項を含めます。）に反した場合
- ⑦ 天災地変、非常事態（戦争、クーデター、金融危機、市場の閉鎖等）、同盟罷業、外貨事情の急変等、不可抗力と認められる事由により取引等が遅延もしくは不能となった場合
- ⑧ やむを得ない事由により、当社が本振替の中止を申し出た場合
- ⑨ その他、総合証券取引約款第52条（免責）に掲げる事項が発生した場合

（法令遵守）

第15条 当社は、本規定に定める義務の履行に際しては、金融商品取引法および関連法令、ならびに自主規制団体、金融商品取引所が定める諸規則等を遵守します。

（準拠法および裁判管轄）

第16条 本規定の成立、効力、履行および解釈に関しては、日本国法が適用されるものとします。

- 2 お客様は、本規定に基づく取引に関する訴訟については、当社本店の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

（本規定の変更）

第17条 本規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときは民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

（附則）

F×取引口座ならびに先物・オプション取引口座においては、本振替にかかる各種機能が各々の口座でご利用可能になるタイミングで本規定が適用されるものとします。なお、その時期は別途当社ホームページでご案内いたします。

以上
(2022年7月)